

報道発表資料

令和5年12月13日

独立行政法人国民生活センター

合成カンナビノイド「HHCH」は指定薬物です！

- 「HHCH」が含まれていたグミ等を摂取して救急搬送-

2023年11月22日、厚生労働省は、危険ドラッグの成分である合成カンナビノイド「HHCH」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の「指定薬物」^(注1)として新たに指定する省令^(注2)を公布し、12月2日に施行されました^(注3)。「指定薬物」に指定されると、医療等の用途以外の用途での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されます。

医療機関ネットワーク^(注4)には、HHCHを含む商品を摂取した後に救急搬送された事例が複数寄せられました。また、PIO-NET^(注5)には、HHCHを含む可能性がある食品を摂取した後に体調不良になった事例が寄せられました。HHCHを含む商品を絶対に購入や使用しないでください。

(注1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

第2条第15項：この法律で「指定薬物」とは、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用（当該作用の維持又は強化的作用を含む。以下「精神毒性」という。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（大麻取締法（昭和23年法律第124号）に規定する大麻、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）に規定する覚醒剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に規定する麻薬及び向精神薬並びにあへん法（昭和29年法律第71号）に規定するあへん及びけしがらを除く。）として、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

第76条の4：指定薬物は、疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途として厚生労働省令で定めるもの（以下この条及び次条において「医療等の用途」という。）以外の用途に供するために製造し、輸入し、販売し、授与し、所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は医療等の用途以外の用途に使用してはならない。

第83条の9：第76条の4の規定に違反して、業として、指定薬物を製造し、輸入し、販売し、若しくは授与した者又は指定薬物を所持した者（販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列した者に限る。）は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第84条：次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

28 第76条の4の規定に違反した者（前条に該当する者を除く。）

関税法

第109条第1項：第69条の11第1項第1号から第6号まで（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物を輸入した者は、10年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第69条の11第1項第1の2号：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項（定義）に規定する指定薬物（同法第76条の4（製造等の禁止）に規定する医療等の用途に供するために輸入するものを除く。）

(注2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第143号）

(注3) 厚生労働省「危険ドラッグの成分1物質を新たに指定薬物に指定～指定薬物等を定める省令を公布しました～」

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475_00050.html

上記（別紙）「新たに指定された指定薬物の名称」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11126000/001169493.pdf>

（注4）消費者庁と国民生活センターとの共同事業で、消費生活において生命または身体に被害が生じた事故に遭い、参画医療機関を受診したことによる事故情報を収集するもので、2010年12月から運用を開始しています。

（注5）PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのことです。消費生活センター等からの経由相談は含まれていません。件数は本公表のために特別に精査したものです。

1. 医療機関ネットワークに寄せられた情報

医療機関ネットワークには、2023年11月末日までに、HHCHを含む商品を摂取して救急搬送されたという事例が4件寄せられました。

なお、2023年10月以前には、該当する事例はありませんでした。

【事例1】

飲酒した後にHHCHグミを1個食べたところ、脱力、手足のしびれ、嘔気・嘔吐の症状が出現し、救急搬送された。（2023年11月受診、20歳代、男性）

【事例2】

飲酒した後にHHCHグミを1/2個食べたところ、身体の震え、吐き気、眠気、口渇感、胸が熱い等の症状が出現し、救急搬送された。（2023年11月受診、20歳代、女性）

【事例3】

インターネット通販で購入したHHCHリキッドを吸引した。約30分後、幻覚、悪寒、振戦^{（注6）}等の症状が出現して、夢か現実か分からない状況になり、救急搬送された。

（2023年11月受診、10歳代、男性）

（注6）振戦とは、筋が収縮と弛緩の繰り返し様式をもって生じる律動的、交替的な振動運動。（『メルクマニユアル』第17版、日本語版、1999、P. 1465）

2. PIO-NETに寄せられた事例

PIO-NETには、2023年11月末日までに、HHCHを含む可能性がある食品を摂取して体調が悪くなったという危害情報が1件寄せられました〔事例中の（ ）内は被害者の属性〕。

【事例】

HHCHグミの関連で売れなくなるものと言って配っていたクッキーを食べたところ、頭痛がして体調が悪くなった。医療機関を受診したところ、「おそらく、そのクッキーの影響だろう」と言われた。（2023年11月受付、10歳代、男性）

3. HHCHについて

HHCHは、合成カンナビノイド^(注7)の一つであり、危険ドラッグです。2023年12月2日から、HHCHを「指定薬物」として指定する省令が施行されました。

大麻に含まれるカンナビノイドの中で、代表的な精神作用物質は大麻取締法で規制されている大麻の主成分 Δ^9 -テトラヒドロカンナビノール(THC)で、幻覚作用、記憶への影響、学習能力低下等を生じさせることがわかっています。また、このTHCは、薬物依存などの健康被害の発生が懸念される物質であることが知られています^(注8)。HHCHは、THCの化学構造に類似した、人工的に作られた成分です。THCに類似した精神作用を持ち、健康被害を発生させる危険性が懸念されることから、今回、指定薬物に指定されました。

HHCHは、グミやクッキー、カプセル、電子タバコのリキッドなどの商品形態で販売されていましたが、所持や使用等は禁止となりました。

なお、THCと同様の危険性を有することが懸念されることから、2022年3月17日には「THCP」「HHC」^(注9)を、2023年3月20日には「THCO」「HHC0」^(注10)を、2023年8月4日には「THCH」^(注11,12)を、2023年9月10日には物質群として「THCV」「THCB」「THCjd」等^(注13)を指定薬物として指定する省令が施行されています。

監修：湘南医療大学 薬学部 教授 船田 正彦 先生

(注7) HHCHは半合成カンナビノイドと分類されることもあります。

※半合成カンナビノイドとは、THCおよびCBDと類似の化学構造を有する化合物を指します。国連薬物犯罪事務所(United Nations Office on Drugs and Crime (UNODC))から、注意を要する化合物として、警告が発出されています。

<https://www.unodc.org/LSS/Announcement/Details/b11f43d9-3a70-436a-930e-65ece3ff4125>

(注8) 厚生労働省「大麻乱用による心身への影響」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000193691.html>

(注9) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第34号)

(参考)

厚生労働省「危険ドラッグの成分6物質を新たに指定薬物に指定～指定薬物等を定める省令を公布しました～」

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475_00028.html

上記(別紙)「新たに指定された指定薬物の名称」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11126000/000961182.pdf>

(注10) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第21号)

(参考)

厚生労働省「危険ドラッグの成分7物質を新たに指定薬物に指定～指定薬物等を定める省令を公布しました～」

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475_00037.html

上記(別紙)「新たに指定された指定薬物の名称」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11126000/001070013.pdf>

(注11) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第98号)

(参考)

厚生労働省「危険ドラッグの成分2物質を新たに指定薬物に指定～指定薬物等を定める省令を公布しました～」

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475_00043.html
上記（別紙）「新たに指定された指定薬物の名称」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11126000/001123505.pdf>

(注12) カンナビノイド「THCH」は指定薬物です！－THCHを含む商品を購入したり使用したりしてはいけません－（2023年9月6日公表）

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230906_2.html

(注13) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第109号）

（参考）

厚生労働省「危険ドラッグの成分3物質及び2物質群を新たに指定薬物に指定～指定薬物等を定める省令を公布しました～」

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475_00046.html

上記（別紙）「新たに指定された指定薬物の名称」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11126000/001139526.pdf>

4. 消費者へのアドバイス

HHCHは、医療等の用途以外の用途での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止される「指定薬物」に指定されました。HHCHを含む商品を絶対に入手したり、使用したりしないでください

HHCHを含む商品を摂取した後に、体調が悪くなり救急搬送されたという事例が、医療機関ネットワークに複数寄せられています。

HHCHは、2023年12月2日から「指定薬物」として、医療等の用途以外の用途での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されました。HHCHを含む商品を絶対に入手したり使用したりしないでください。

HHCH、あるいは既に指定薬物に指定された成分を含む商品に関して心配や悩みがある場合は、最寄りの保健所、都道府県の薬務課、麻薬取締部、精神保健福祉センター^(注14)へ相談しましょう。

(注14) 厚生労働省「全国の精神保健福祉センター」

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubutsuranyou_taisaku/hoken_fukushi/index.html

※精神保健福祉センターとは、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究、相談及び指導を行う施設です。アルコール相談や心の健康づくり推進事業などの心のケアを行います。

（内閣府）

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/10.html

○情報提供先

消費者庁	(法人番号 5000012010024)
内閣府 消費者委員会	(法人番号 2000012010019)
警察庁	(法人番号 8000012130001)
厚生労働省	(法人番号 6000012070001)
オンラインマーケットプレイス協議会	(法人番号 なし)

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165